

令和6年度松前町立岡田小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

1 いじめの定義

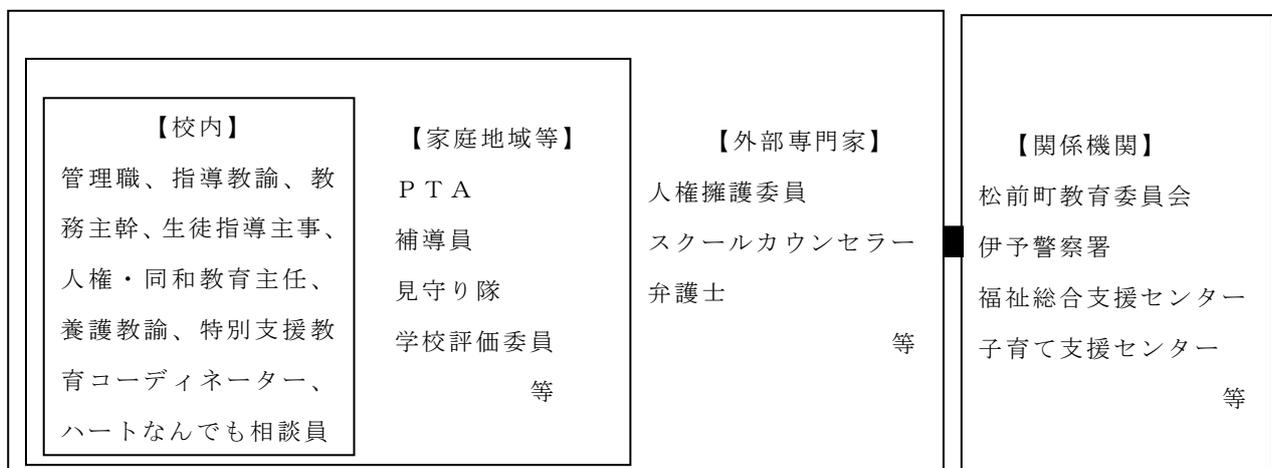
この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

2 いじめに対する基本概念

- (1) いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。
- (2) いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に家庭、地域及び関係機関等と連携し、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- (3) 学校全体でいじめを未然に防ぐ「いじめの見逃しゼロ」に向け、教職員の目の行き届いた正確な認知をする。
- (4) いじめ発見後は一人で抱え込まず、すぐに報告をして、組織で対応する。
- (5) 常に被害者の立場になって考え、誠意をもって対応する。また、被害者と加害者が簡単に入れ替わるといはいじめ問題の特性を理解し、加害者の思いも受け入れて経過観察をする。
- (6) いじめ解決後も、再発の可能性を意識して生活実態の把握に努める。

3 いじめ防止の対策組織



4 いじめ防止、早期発見・解決の取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ◎ 日頃からの「いじめは絶対に許されない」という教師の姿勢の明示
- すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫
- 授業中の規律づくりの取組
- あいさつ運動を中心とした児童同士のより良い関係づくりの取組
- インターネット等の活用方法に関する授業の実施（外部講師の活用等）

(2) いじめの早期発見のための取組

- ◎ 子どもや保護者と、常に相談しやすい関係を築く（日記指導、家庭との連絡）
- 子どもの日常生活の様子を観察
個人…服装、表情、体調や傷、過度の笑顔、遅刻・欠席、危険物の所持等
学級…悪口、冷やかし、陰口、無視、物の紛失、落書き、集団からの孤立、
乱暴等（『いじめ発見のチェックポイント』の活用）
- 毎月の「心の健康診断」の実施と教育相談
- 養護教諭・専科教員との情報交換（生徒指導・特別支援教育部会）
- 地域への積極的な情報の発信や収集

5 家庭や地域に協力を求めること

家庭に求めること	<ul style="list-style-type: none">○子どもの立場に立って話を聞き、寂しさや不安に気づきましょう。○子どもの様子が変わったと思ったら学校に相談し、協力して取り組みましょう。○わが子が「いじめる側」にならないように、話をして聞かせましょう。
地域に求めること	<ul style="list-style-type: none">○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声をかけましょう。○いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡しましょう。○地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。○子どもたちは、「地域の宝」です。地域の子どもたちにとっての安らぎの場としましょう。